

告 示

埼玉県告示第二百四十三号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（河川管理）

三 作業地域

幸手市、久喜市の一部

四 作業期間

令和三年三月一日から令和三年三月三十一日まで